

一般社団法人沖縄県介護福祉士会オンライン研修規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県介護福祉士会（以下「本会」と略す）が実施するオンライン研修において、本会及び研修受講生（以下「受講生」と略す）が遵守すべき事項を定め、これを実施適用することによりオンライン研修が適切に実施できるように運営・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用するオンライン研修の定義については、次のとおりとする。

- (1) オンライン研修とは、Web 会議の仕組み等を用い、パーソナルコンピューター（PC）やスマートフォン等を通じて受講する研修をいう。

(適用)

第3条 この規程は、本会及び本会が実施するオンライン研修の受講生に適用する。

(禁止事項)

第4条 受講生は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとする。

- (1) 本会または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（スクリーンショットでの撮影、スマートフォン等による撮影・録音等）
- (2) オンライン研修の利用形態を超えて利用する行為（複製、送信、転載、改変等）
- (3) 法令または本会もしくは受講生が所属する事業所等の内部規則に違反する行為
- (4) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
- (5) オンライン研修の運営を妨げるおそれのある行為
- (6) 第三者の ID またはパスワードを利用する等第三者に成りすます行為、または自己の ID またはパスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買する行為
- (7) ソフトウェアを介すること等により、または第三者が提供するウェブサイトを紹介すること等により、オンライン研修を録画またはダウンロード等をする行為
- (8) 本会の許可を得ることなく、30分以上退席する行為
- (9) インターネットカフェでの利用等、不特定の者が利用することが可能な端末を用いたり、不特定の者が視聴しうる場所でオンライン研修を受講したりする行為
- (10) その他本会が不適切と判断する行為

(本会の責務及び免責)

第5条 本会は、オンライン研修の実施にあたり、相当の安全策を講じるものとする。ただしオンライン研修の中断、停止、終了、利用不能もしくは変更、その他のデータの削除もしくは消失、またはその他オンライン研修に関して受講生が被った損害については、本会に故意または特段の過失がない限り賠償責任を負わないものとする。

(受講生の責務及び免責)

第6条 受講生はオンライン研修において、自らの判断と責任のもと、言動、行動、活動、発言及び発信等を行うものとする。ただしオンライン研修に関して本会が被った損害については、受講生に故意または特段の過失がない限り賠償責任を負わないものとする。

(オンライン研修の環境設備等)

第7条 受講生はオンライン研修を利用するにあたり、自己の費用と責任でオンライン研修を利用するために必要となるパーソナルコンピューター (PC) やスマートフォン等の端末、インターネット回線、ヘッドホンセット、Web カメラ、ソフトウェアのインストールその他の設備を用意する (オンライン研修にかかる通信費用も含む)。

(オンライン研修の環境障害等)

第8条 本会は、受講生のインターネット回線の状況、パソコン環境、その他予期せぬ理由により、コンテンツの中断、速度低下、障害、停止もしくは利用不能、または中止等の事態が発生した場合は、障害が改善できるよう可能な限りの代替措置を講じるものとする。ただしこの場合においても、本会に故意または特段の過失がない限り賠償責任を負わないものとする。

(オンライン研修の録音等)

第9条 受講生はオンライン研修を利用するにあたり、オンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとする。

(オンライン研修の停止等)

第10条 本会は、以下のいずれかに該当する場合、受講生に事前に通知することなく、オンライン研修の一部または全部の停止または中断をする事ができるものとする。

- (1) オンライン研修の提供に必要な装置、コンピューター、システムまたは通信回線等の保守または点検を行う場合
- (2) オンライン研修の提供に必要な装置、コンピューター、システムまたは通信回線等が不通、不良及び事故等により使用不能となった場合
- (3) 火災、落雷、地震、風水害、停電及びその他の天災地変に起因してサービス提供が困難な場合
- (4) ハッカー等の介入によりサービス提供が困難な場合
- (5) その他、やむを得ない事由により、本会が停止または中断の必要があると判断した場合

(改廃)

第11条 この規程は本会理事会の協議によって改廃する。

付 則

(施行日)

この規程は、令和2年9月26日より施行する。

この規程は、令和3年5月22日より改正する。

この規程は、令和5年3月25日より改正する。